

原価算定期間終了後の小売電気料金及び小売ガス料金の 事後評価について

みなし小売電気事業者 9 社（原価算定期間中の関西電力は対象外）及び旧一般ガスみなしガス小売事業者 1 社（原価算定期間中の東京ガス及び料金改定表明済みの大阪ガスは対象外）の原価算定期間終了後の現行料金に係る事後評価の進め方について、ご審議いただく。

※平成30年9月26日付にて、経済産業大臣から、本委員会宛てに任意の意見の求めがあったところ。

1. 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について

(1) 事後評価の概要

原価算定期間終了後に小売電気料金の改定を行わない場合において、引き続き現行料金を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及びみなし小売電気事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施しているところ。

- ①経済産業省において、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する（必要に応じて、料金値下げに係る変更認可申請命令の要否を検討する）。
- ②みなし小売電気事業者各社において、規制需要部門と全社計に区分した原価と実績値の比較結果等をホームページ等で公表する。

(2) 本年度の進め方(案)

- ①北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー（以下、東京 EP という。）、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力

料金審査専門会合において、電力・ガス取引監視等委員会事務局より、対象事業者9社の電気事業利益率の状況等について要約した資料を提出・説明を行い、これに基づき審議を行う。

- ②東京 EP

料金審査専門会合において、事業者より、費目毎の想定原価と実績との比較及び乖離状況等の説明を行い、これに基づき審議を行う。

<1. (2)②の事業会社の選定理由>

- 東京 EP ー審査基準の<ステップ1>電気事業利益率による基準に該当し、かつ公的資金の投入がされており、規模が大きく影響が広範であるため。

2. 原価算定期間等終了後の小売ガス料金の事後評価について

(1) 事後評価の概要

原価算定期間等終了後に小売ガス料金の改定を行わない場合において、引き続き現行料金を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及び旧一般ガスみなしガス小売事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施しているところ。

- ①経済産業省において、原価算定期間等終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する(必要に応じて、料金値下げに係る変更認可申請命令の可否を検討する)。
- ②旧一般ガスみなしガス小売事業者各社において、規制需要部門における原価と実績値の比較結果等をホームページ等で公表する。

(2) 本年度の進め方(案)

料金審査専門会合において、電力・ガス取引監視等委員会事務局より、本省所管の対象事業者1社(東邦ガス)に地方局所管の旧一般ガスみなしガス小売事業者6社(京葉ガス、京和ガス、日本ガス、熱海ガス、河内長野ガス、南海ガス)を加えた計7社のガス事業利益率の状況等について要約した資料を提出・説明を行い、これに基づき審議を行う。

3. スケジュール

平成30年10月以降、上記1. (2) 及び2. (2)の事後評価に関して料金審査専門会合を開催して審議を行う。

(参考)

小売料金に係る経過措置対象事業者

1. みなし小売電気事業者（10事業者）

事業者	決算月	原価算定期間	所管部局	評価対象
北海道電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
東北電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
東京電力エナジーパートナー	3月	H24.4～27.3	本省	対象
中部電力	3月	H26.4～29.3	本省	対象
北陸電力	3月	H20.4～21.3	本省	対象
関西電力	3月	H30.4～33.3	本省	対象外
中国電力	3月	H20.4～21.3	本省	対象
四国電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
九州電力	3月	H25.4～28.3	本省	対象
沖縄電力	3月	H20.4～21.3	本省	対象

2. 旧一般ガスみなしガス小売事業者（9事業者）

事業者	決算月	原価算定期間等	所管部局	評価対象
東京ガス（東京地区等）	3月	H27.10～30.9	本省	対象外
大阪ガス	3月	H26.10～29.9	本省	対象外
東邦ガス	3月	H27.4～30.3	本省	対象
京葉ガス	12月	H27.7～28.6	関東局	対象
京和ガス	12月	H28.1～28.12	関東局	対象
熱海ガス	12月	H23.1～23.12 (H25.8に届出上限値 方式により料金改定)	関東局	対象
日本ガス（関東・南平台地区）	3月	H23.4～24.3	関東局	対象
河内長野ガス	3月	H27.4～30.3	近畿局	対象
南海ガス	3月	H24.10～25.9	九州局	対象

○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (抜粋)

第2 処分の基準

(7) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③ (略)

- ④ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金(算定規則第22条、第23条、第37条若しくは第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、若しくは特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合又は同令第40条若しくは第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とし、算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号。以下「旧算定規則」という。)第19条の2若しくは第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けた場合又は同令第20条の2若しくは第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額若しくは同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項若しくは第7項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の特定小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた特定小売供給約款で設定した料金とする。) を算定した際に

定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であつて、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の可否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された 特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された 一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第18条第1項の変更の認可又は旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者（算定規則第22条、第23条、第37条又は第38条の規定により同令第22条第1項各号に掲げる変動額、同令第23条第1項に規定する変動額、同令第37条第1項各号に掲げる変動額又は同令第38条第1項に規定する変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第18条第1項の変更の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第19条の2又は第19条の22の規定により同令第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第1項の変更の認可を受けたみなし小売電気事業者を除く。）及び特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者（算定規則第40条又は第42条の規定により同令第40条第1項各号に掲げる変動額又は同令第42条第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者及び旧算定規則第20条の2又は第20条の4の規定により同令第20条の2第1項各号に掲げる変動額又は同令第20条の4第1項各号に掲げる変動額を基に特定小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧電気事業法第19条第4項の規定により変更後の特定小売供給約款を届け出たみなし小売電気事業者を除く。）であつて、変更後の特定小売供給約款の実施日が直近2年度間に属するみなし小売電気事業者にあつては、直近年度の電気事業利益率又は直近2年度間の電気事業利益率の平均値。ロにおいて同じ。）が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の 部門別収支計算規則に基づいて整理された 特定需要部門の電気事業利益率及び 旧部門別収支計算規則に基づいて整理された 一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門別収支計算規則に基づいて整理された 特定需要部門の超過利潤（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された 一般需要部門の超過利潤（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に支払利息を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額

を減じて得た額をいう。)の累積額が事業報酬額 (算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。)のうち特定需要に係る額を超過している こと。なお、旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧電気事業法第19条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

- ロ 部門別収支計算規則に基づいて整理された 特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された 一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値が全てのみなし小売電気事業者の 部門別収支計算規則に基づいて整理された 特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された 一般需要部門の電気事業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、 部門別収支計算規則に基づいて整理された 一般需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額又は旧部門別収支計算規則に基づいて整理された 特定規模需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満である こと。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (抜粋)

第2 処分の基準

(8) 特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款が認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事項の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③ (略)

- ④ 改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた 指定旧供給区域等小売供給約款における料金 について、当該料金 (旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条若しくは第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項若しくは第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、若しくは特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合又は同令第23条の規定により同令第23条第2項各号に掲げる方法により算定した変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する

料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とし、旧一般ガス料金算定規則附則第2項の規定による廃止前の一般ガス事業供給約款料金算定規則（平成16年経済産業省令第16号。以下「旧料金算定規則」という。）第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた場合又は旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金とする。）を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価において、旧一般ガスみなしガス小売事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 指定旧供給区域等需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収益に対する割合（以下「営業利益率」という。）及び小口需要部門（平成29年3月31日までに終了する事業年度に係るものに限る。以下同じ。）の営業利益率の直近3年度間の平均値（改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可又は旧ガス事業法第17条第1項の供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第12条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。）及び特定旧法第17条第4項又は旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者（旧一般ガス料金算定規則第23条の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小

売事業者及び旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。)であって、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の実施日が直近2年度間に属する旧一般ガスみなしガス小売事業者にあつては、直近年度の営業利益率又は直近2年度間の営業利益率の平均値。ロにおいて同じ。)が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の直近10年度間の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、指定旧供給区域等需要部門の超過利潤(指定旧供給区域等需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における指定旧供給区域等需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。)及び小口需要部門の超過利潤(小口需要部門の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時における小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。)の累積額(改正法附則第24条第1項又は特定旧法第17条第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金(旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第23条の規定により同令第23条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。)又は旧ガス事業法第17条第1項又は第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金(旧料金算定規則第12条の2の規定により同令第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第16条の2の規定により同令第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。)の実施以降のものに限る。)が本支管投資額(過去5年平均)又は事業報酬額のうち指定旧供給区域等需要部門に係る額を超過していること。なお、小口需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧ガス事業法第17条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

- ロ 指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近3年度間の平均値が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額又は大口需要部門(平成29年3月31日まで終了する事業年度に係るものに限る。)の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近2年度間連続して零未満であること。